

令和2年度

第3回飯田市土地利用計画審議会・第3回飯田市都市計画審議会

日時：令和2年12月22日（火）14：00～

場所：飯田市役所C棟311・312・313会議室

1. 開 会

14時00分

○近藤 定刻となりましたので、ただ今から飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を担当いたします、地域計画課の近藤と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には事前にお配りしました資料は、事前配付資料といたしまして、No. 1とNo. 2の2種類、それから事前配布参考資料といたしまして、No. 1からNo. 4の4種類でございます。また、本日お配りしました資料は、本日の会議次第、諮問書の写し、審議会委員等名簿と配置表、当日配布資料1といたしまして、「上久堅地区と飯田市の計画の位置づけと今回の取組内容について」（A4のカラー版）、それから、当日配付資料2といたしまして、「飯田都市計画の変更等について」（A4のホチキス止め）でございます。資料に不足などございましたら、事務局までお申し付けいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

2. 理事者あいさつ

○近藤 それでは、佐藤市長よりごあいさつを申し上げます。

○佐藤市長 皆さんこんにちは。飯田市長の佐藤でございます。10月28日から市長を務めさせていただきます。

委員の皆様方には、副市長時代にもお世話になった委員が多いのですが、改めて、替わりましてお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、今年度第3回目の土地利用計画審議会・都市計画審議会ということで、師走の大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。また、皆様方にはそれぞれの立場で、飯田市の土地利用・都市計画につきまして、いろいろとご指導をいただいております。本当に感謝を申し上げます。ありがとう

ございます。

この地域は、これから 10 年の間にリニアが通り、あるいは三遠南信自動車道が通るといふ大きな変化を迎えようとしております。そういった中で、どういうまちの設計図を描くのか、そこでどういった土地利用をしていくべきかという大きな議論が必要になってくるわけですけれども、そういった中で個々の審議事項・協議事項についてお願いしていくことになります。

ぜひ皆様方には、それぞれの識見あるいはご経験の中から、ご意見やご指導いただければ幸いと存じます。

本日は、審議事項 1 件、協議事項 1 件ということで、審議事項につきましては、既に協議事項としてご議論をいただいております、上久堅地区の屋外広告物の基準強化などにつきまして、改めて審議という形をお願いをしたいというものでございます。

それから、協議事項につきましては、羽場・丸山・鼎の各地区において、都市計画道路、その路線の全部または一部を廃止する、それに伴って必要な用途地域の変更などを行う、そういったことについてご協議をいただき、その 2 件ということでございます。

それぞれ重要な案件でございますので、しっかりとしたご議論をいただきたいというふうに思っております。いただいたご意見をもとにしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、今日はどうぞよろしくお願いをいたします。

(会議の成立について)

○近藤 ここで、委員の出席状況につきまして、ご報告いたします。

土地利用計画審議会委員 13 名のうち 11 名、都市計画審議会委員 22 名のうち 20 名の皆様にご出席いただいております。両審議会とも委員総数の半数以上の出席をいただいておりますので、飯田市土地利用計画審議会条例第 7 条第 2 項及び飯田市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、本会議は成立している旨、お伝えいたします。

なお、高瀬委員、中山委員から、あらかじめ欠席のご連絡をいただいております。

また、本日は専門委員の皆様にご出席をお願いしておりますが、浅野専門委員からあらかじめ欠席のご連絡をいただいております。

また、伊藤委員の代理で福本事業対策官、細川委員の代理で林建築課長、丹羽委員の代理で神田リニア活用・企画振興課長にご出席いただいております。

ご報告申し上げます。

3. 会長あいさつ

○近藤 それでは、次第に従いまして、大貝会長からごあいさつをお願いいたします。

○大貝会長 会長の代りです。ごあいさつを一言申し上げたいと思います。

審議会委員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、土地利用計画審議会と都市計画審議会の両方の委員としてご尽力、ご足労いただきまして大変ありがとうございます。

本日は、先ほど市長からもお話がありましたが、前回の審議会においてご協議いただきました案件について、諮問が予定されております。これについては、皆様に慎重なご審議をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。この諮問につきましては、できれば本日一定の結論が得られればというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう1件ご協議いただく案件もございますので、皆様から忌憚のないご意見をいただければと思っております。

活発な意見交換ができますように、委員の皆様のご協力をお願いして、私のあいさつとさせていただきます。

本日は、よろしく申し上げます。

○近藤 ありがとうございます。

4. 諮問

○近藤 これより、諮問に入らせていただきます。

諮問書の写しをお配りしておりますので、ご覧ください。

本日は、都市計画区域外における土地利用基本方針等の変更についての諮問でございますので、土地利用計画審議会への諮問のみとなります。

諮問書の読み上げは、感染防止に配慮した会議時間の短縮等のため、自席にて読み上げをさせていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、市長は諮問後、公務により退席させていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。

それでは、佐藤市長をお願いいたします。

○佐藤市長 それでは自席にて失礼いたします。お手元に写しがあると思いますので、そちらのほうをご覧くださいながらお聞きいただければと思います。

飯田市土地利用計画審議会会長 大貝 彰様 飯田市長。

飯田市土地利用基本方針及び飯田市景観計画の変更について（諮問）。

このことについて、飯田市土地利用基本条例第 10 条第 7 項において準用する同条例第 4 項及び飯田市景観条例第 5 条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

1 諮問の目的 飯田市土地利用基本方針及び飯田市景観計画の変更。

2 諮問の内容 別紙のとおりということで、別紙として飯田市土地利用基本の方針変更案等の資料をお付けしております。

どうぞよろしくご審議いただきますようお願いをいたします。

○近藤 ここで、市長は退席させていただきます。

○佐藤市長 よろしく申し上げます。

（佐藤市長退席）

○近藤 以降の進行につきましては、大貝会長にお願いいたします。

（会議録の公開について）

○大貝会長 それでは、会議に先立ちまして、事務局より会議録の公開について説明があるようですので、よろしくをお願いいたします。

○近藤 本日、お配りしました会議次第の裏面をご覧ください。

会議内容の概要につきましては、規定により公開することとしておりますが、公開会議録には、出席委員全員の同意が得られた場合に限り、発言した委員の氏名を記載するものとしておりますので、本日の会議録における発言委員の氏名の公開について、同意いただけるかお伺いいたします。

○大貝会長 ただいま説明がありました、公開の同意について、ご異議なければ公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○大貝会長 ありがとうございます。ご異議ないようですので、会議の内容の公開にあたっては、発言された委員の方の氏名も併せて公表することにいたします。

ありがとうございました。

5. 審議事項

○大貝会長 それでは、先ほど諮問を市長から受けましたので、審議に移りたいと思います。

飯田市土地利用基本方針及び飯田市景観計画の変更について

○大貝会長 飯田市土地利用基本方針及び飯田市景観計画の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

○松平 地域計画課の松平です。よろしくお願ひいたします。

諮問事項の説明の前に、今回の取組の位置づけなどについて、説明をさせていただきます。

スクリーンと併せて、カラーA4縦の当日配付資料1をご覧ください。

こちらは、上久堅地区の計画と飯田市の計画等の関係をまとめたものです。

右上には、平成31年3月に上久堅地区基本構想・基本計画が策定され、これに則し、土地利用の側面から基本構想等を具現化するために、本年10月に上久堅地区土地利用計画が策定されております。この計画の策定にあわせまして、計画を実現する手法の具体的な内容として、上久堅地区の屋外広告物検討委員会において、屋外広告物の新たな基準をまとめております。

一方、市の総合計画である、いいだ未来デザイン2028に則する形で、飯田市土地利用基本方針、それから飯田市景観計画がございます。今回は、この飯田市土地利用基本方針に上久堅地域土地利用方針を、飯田市景観計画に上久堅地域景観計画を、それぞれ追加していきたいということが主な内容でございます。

また、これらの計画の変更にあわせまして、基準とともに届出対象規模を下げるため、飯田市屋外広告物条例施行規則の改正も行ってまいりたいと考えております。

飯田市の計画はこのように、地区の計画と飯田市の計画が車の両輪のような関係となっておりまして、目指す地域の姿や方向性を実現していこうというものでございます。

それでは、諮問事項の飯田市土地利用基本方針及び飯田市景観計画の変更について、説明をさせていただきたいと思ひます。

今回の変更は、上久堅地区の屋外広告物の基準強化と、一部に時点修正を含む内容でございまして、土地利用基本方針と景観計画を変更することにより行うものでございます。

それでは、スクリーンと事前配付資料の最後にお付けしております、A3横の参考資料4「上久堅地区屋外広告物の基準強化について」から説明させていただきます。

この資料は地区の中でも各戸配布するなど合意形成に向けまして、丁寧な取組を地区内で行っていただいているという内容でございます。

資料の見方ですが、資料の左側が市の屋外広告物の上久堅地区に適用している現行の

基準でございます。資料の右側が上久堅地区でこの変更によりまして適用しようとする新たな基準ということでございます。

屋外広告物の基準の設定に当たっては、まず自己用のものと非自己用のものに分けて検討をしております。

自己用広告物につきましては、資料の上のほうにも括弧書きで記載しておりますが、自己の事業等に使っている建物のある敷地内において、その事業等の内容を表示するものでございます。つまり、自己の名義の敷地であっても、自己の事業に関係のない広告物をその敷地内に表示した場合には、自己用の広告物とはならないということでございます。

資料のうち半分より上に記載してあるものが自己用広告物の基準、半分よりも下に記載してあるものが非自己用広告物の基準でございます。

自己用広告物は、そこで自己の事業を行っていく上ではある程度必要なものであるということで、規模としては、ある一定程度のものは認めていくという考え方でございます。

一方、非自己用広告物につきましては、店舗への誘導・案内をする看板のほか、商品等を宣伝する看板などもございます。非自己用広告物につきましては、このイラストにありますように、建物に表示されるという事例は比較的少なく、地上広告物として設置されているものが多い状況と思います。どうしても景観上、影響与えやすいという側面もあるため、非自己用広告物の基準のほうが厳しい設定にさせていただいております。事前にお配りさせていただいておりますので、まずは一例をご説明させていただきたいと思っております。

左下の非自己用広告物の基準の図の地上広告物をご覧いただきたいと思っております。

地上広告物の高さは5 m以下とありますが、これは上久堅地区に適用されている現行の市の基準でございまして、これを右側の新たな基準では4 m以下にしていこうとするものでございます。また、規模といたしましては、1面8 m²以下、合計15 m²以下であるものを、その約半分程度の1面4 m²以下、合計8 m²以下にしていこうとするものでございます。

表示や設置できる看板の規模・面積・高さについては、飯田市景観計画のうち、景観育成基準を変更することにより基準を強化し、また、届出が必要な規模は、市の屋外広告物条例施行規則の一部改正によりまして、その規模の対象を強化してまいるのでございます。

この新たな基準の検討にあたりましては、地区の屋外広告物検討委員会において、地区内ほぼすべての既存看板を調査・測定をし、将来こうあってほしいという高さや規模感を共有しながら検証してきております。

次に、事前配付資料1をご覧くださいと思います。

飯田市土地利用基本方針の変更についてでございます。説明のページ番号につきましては、中央に大きな文字で記載がされているものをご確認いただきながらお願いいたします。

5ページ目をお開きいただきしたいと思います。

下線部の部分でございますが、第9章として上久堅地区地域土地利用方針を追加していきます。

ページが飛びますが、9ページをご覧ください。

こちらは羽場大瀬木線の開通に伴いまして、時点修正を行っていく部分となります。

続きまして、11ページをご覧ください。

こちらは上久堅地区の内容でございますが、2の地域土地利用方針の区域は上久堅地区全域でございます。3の地域づくりの目標につきましては、地区の基本構想・基本計画にも掲げられている「地区内でのコミュニケーションや災害時の助け合い、健康で元気な暮らしを共有しながらコミュニティを形成し、魅力的な地域形成を目指す」としております。4の地域づくりの方針では、現況の土地利用を把握し、風土を生かした地域づくり等の土地利用計画を検討していくこと、市や地区全体の方針と調和を図りながら地区の景観の形成に取り組むこととしており、地域景観計画の策定と景観育成特定地区に指定することを、地域の景観の育成に関する方針として掲げております。

以降の部分は、次にご説明させていただきます、景観計画の説明と重なる部分もございますので、お読み取りいただければと思います。

それでは、次に事前配付資料2をお開きいただきしたいと思います。今回の飯田市景観計画の変更について、説明をさせていただきます。3ページをご覧ください。

下線部に記載のとおり、第4編第8章として上久堅地区を追加いたします。また、次の4ページの「別表4 景観育成特定地区における広告物等に関する基準」として、「V 上久堅地区」を追加いたします。

7ページをご覧ください。

2の地域景観計画の区域は上久堅地区を全域とし、3の景観育成の目標は、上久堅地区基本構想・基本計画にも掲げられている「美しい自然と共に 安心して住み続ける ま

ちづくり」を目標に、地域の持続可能な発展を目指す、としております。

続いて4の景観育成の方針については、農地・森林などの自然環境の保全、建築物・工作物などの人工物の適正な維持管理や除去等により、地域の風土にあった景観の育成を目指すこと、市や地域の方針と調和を図りながら景観の育成に取り組むこととしており、次の資料8ページの5の「景観育成のための行為の制限に関する事項」は、上久堅地区の全域を景観育成特定地区に指定し、屋外広告物に関する基準を強化することとしております。

9ページをご覧ください。

景観計画における上久堅地区の景観育成基準の部分となります。先ほど参考資料4でご覧いただいた内容を表として整理したものというふうに捉えていただければと思います。

下線部のうち太線になっている部分が、市の基準より強化している部分でございます。内容につきましては、お読み取りいただきたいと思います。

ここまでが諮問事項に関わる内容の説明でございます。

それでは最後に、これらの変更に関する主な手続きの結果と今後につきましてご説明をさせていただきます。

去る10月6日から11月5日までの1か月間、パブリックコメントとして市のホームページ及び各自治振興センターなどでこれらの素案を公開し、市民の皆様からの意見募集を行いました。意見はございませんでした。また、11月9日に上久堅地域協議会、11月12日に上久堅地区景観協議会を開催して意見聴取を行いました。いずれも異存なしとのことでございました。

今後につきましては、案のとおり答申いただけましたら、来年1月に変更決定を行い、令和3年4月1日の工事着手分から適用されるよう、30日前である3月1日に施行できるように取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○大貝会長 ありがとうございます。

それでは、説明を受けましたので、これから審議に移りたいと思います。

飯田市土地利用基本方針及び飯田市景観計画の変更につきまして、質問等をしていただいて、その後にご意見を伺いたいと思います。

まずは、ご質問がありましたらご発言をいただきたいと思います。発言にあつては、

氏名を告げて発言をお願いします。

いかがでしょうか。

- 大貝会長 前は協議事項として、皆様の意見をお伺いしておりますけれども、今日は上久堅地区における屋外広告物の基準の強化ということで、土地利用基本方針と景観計画の変更についてお諮りしているものです。

簡潔に説明していただいたので、わかりやすかったと思いますけれども、いかがでしょうか。ご意見もあれば含めてお願いします。

- 大貝会長 説明の中にありませんでしたけれども、事前配付参考資料2と3は、土地利用基本方針と景観計画の新旧対照表ということで、赤線の部分が変わりますということです。これも参考として見ていただけたらと思います。

何かご質問でもご意見でもいいですが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

- 小林委員 今度の上久堅のことではないのですが、もっと全体的なことについて教えてください。

今までもそれぞれの地域のこのような土地利用計画を聞いてきたのですが、今まで挙がっているもので9地区になるのでしょうか、まだ挙がっていない地域がかなりあるような気がするわけです。

今までの流れを見ると、市内全地域についてこのような形での計画を策定して、この席で了解をいただく形をとっていくのだらうと思うのですが、全体的な流れとして、いつ頃までに各地区の計画が全部完成するのでしょうか。その辺りについて教えていただきたいです。

- 大貝会長 地域毎に計画を策定するよう、地元と協議をしながら進めているのですが、まだまだ残りが残ります。その辺の見通しや考え方があればお願いします。

はい、どうぞ。

- 松平 ご質問ありがとうございます。

飯田市全体に関する内容かと思います。

現在、飯田市の土地利用基本方針それから景観計画につきましては、それぞれ地区の検討が順次整ったところから変更しているというような状況でございます。比較的、総合的な土地利用計画の検討を含め、制度が始まった平成20年から随時追加をしてきているところでございますけれども、飯田市内の中でも課題の多い部分であったり、今回のように三遠南信自動車道の開通等のタイミング等に合わせてご検討をいただいている

というのが状況としてございます。

それから、今、地域の中で基本構想・基本計画の策定が20地区全地区につきまして進んだという状況でございます。そういった部分で、地域の課題というものは地域の中で非常に議論され、今後の方向性が地域ごとはっきりしていくというような状況でございます。

市といたしましても、各地区の基本構想・基本計画に基づく地域の課題、想い、目指すべき姿等を実現するために、この土地利用計画や景観計画等について、支援させていただき、検討を進めております。

ご質問にありましたように、いつまでにということでございますが、20地区ごといろいろな課題がある中で、様々な取組がされているところですので、例えば5年以内に全てとかいうようなものではないのかなというところでございますが、できるだけ20地区全てで策定できるよう、地域の皆様と常に協議できるような体制を整えていますし、今後もそういう形で取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

特にいつまでにという目標等はございませんが、このように考えております。

○大貝会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

そのほか、ご質問あればお願いします。

どうぞ。

○上原専門委員 座ったままで失礼いたします。信州大学の上原ですけれども、今まで上久堅地区が入ってなかったところに新たに計画が加わってさらに制限が強化されるということかなと思っておりますということが1点と、参考資料4なのですけれども、ただぱっとみるとあまり縮尺が、8mが5mになっているとか、インパクトというか、実際にはかなり小さくなるから許可の手続きが要らないよということでも有効になると思うのですけれども、下の図面の5mというのと、もうちょっと小さくなるのかなと思ったのですが、市民の方が見られたときに、パブリックコメントが1件もなかったということなのですけれども、かなり頑張って小さくなるんだよということが、もしかしたらなっているのかもしれないのですけれども、もうちょっと、ビフォー・アフターでこんなに変わるというのがあったらいいのかなと思いましたが、縮尺は合っているのでしょうか。

○大貝会長 はい、どうぞ。

○松平 ありがとうございます。

これは地区の広報等で回覧させていただいた資料をそのまま使わせていただいている

ものですが、資料の縮尺は正確ではございません。

○上原専門委員 せっかくであれば、図面の縮尺についても検討されるとよいと思いました。

○松平 ありがとうございます。承知しました。

○大貝会長 ありがとうございます。

そのほか、ご質問・ご意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○大貝会長 それでは、特にご意見・ご質問等ないようですので、お諮りしたいと思います、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○大貝会長 それでは、「飯田市土地利用基本方針及び飯田市景観計画の変更について」お諮りをします。

飯田市土地利用計画審議会として、この「土地利用基本方針及び景観計画の変更について」、諮問のとおりとすることで適当である旨、答申することにご異議ございませんか。

(発言する者なし)

○大貝会長 特にご異議なしと認めます。

よって、「飯田市土地利用基本方針及び飯田市景観計画の変更について」は、諮問のとおりとすることが適当である旨、答申することとさせていただきます。

なお、答申書の文面につきましては、私のほうにご一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○大貝会長 ありがとうございます。

では、そのようにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

6. 協議事項

○大貝会長 それでは、審議事項については以上でして、次に協議事項に入りたいと思います。

飯田都市計画の変更等について

○大貝会長 「飯田都市計画の変更等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○今村 地域計画課の今村と申します。私の方から説明させていただきます。

前回の審議会では、都市計画道路等の変更に関する全体的な内容のご説明をさせてい

ただいておりますが、今回は具体的な内容について、ご説明をさせていただきます。

当日配付資料2をご覧ください。

10月の審議会での説明と重複する部分もございますが、ご了承ください。

それでは、2ページ目をご覧ください。

初めに、都市計画道路の見直しに関する方針についてご説明します。

平成30年1月に飯田市土地基本利用方針である市都市計画マスタープランへ、「飯田市都市計画道路の見直しに関する方針」を位置付けました。見直しに関する方針の中では、「変更候補や廃止候補となっている路線については、関連する地区において住民説明会などを実施し、住民との合意形成された路線から、順次、都市計画道路の変更を行う」としております。

3ページ目をご覧ください。

平成30年1月時点での見直し候補路線についてご確認いただけます。図の中で赤色で示されている路線につきましては、平成31年1月に都市計画決定し、廃止した路線になります。同時期にはピンクの点線で示しておりますが、座光寺・上郷地区においてスマートインターチェンジ、リニア駅に関連した都市計画道路の追加も行っております。

4ページ目をご覧ください。

こちらの図は、見直し方針に基づく現在の進捗状況を表した図となります。先ほど上の図において赤色で示されていた路線は、平成31年に廃止となったため消えており、今回廃止を予定している路線を赤色で示しております。

5ページ目をご覧ください。

今回の都市計画の変更等に関する方針です。

都市計画道路の変更については、現行の都市計画の規格での整備の必要性はないと判断し、4ページ目の赤で示した路線については廃止とします。今後は、現道を代替路線と活用するなど、必要な箇所の整備を検討します。

また、都市計画道路の廃止に伴い見直しを行う用途地域等については、新たな用途地域の指定は行わず、現在の状況を維持できるよう最小限の変更とし、現行の用途地域による制限よりもさらに制限が強化されないよう既存建築物に配慮します。また、二世帯住宅など多世帯での生活が実現できるよう、建ぺい率と容積率を一部緩和します。

6ページ目をご覧ください。

今回変更する都市計画道路は7路線で、白山城山線、滝の沢線、知久町妙琴線、城山大袋線、丸山中央線、城山正永寺原線、下山妙琴原線となります。このうち、滝の沢線、

城山大袋線の2路線は全線を廃止とし、残りの5路線に関しては一部を廃止します。

用途地域の変更につきましては、現道の沿道に用途地域を指定する場合は、1宅地分相当の25mから30m程度を目安に変更を検討します。

また、第1種低層住居専用地域のうち、建ぺい率40%と容積率60%については、二世帯同居の可能となる建ぺい率50%と容積率80%に緩和をします。

ここまでが10月の審議会でもご説明させていただいた内容となります。

ここからは、廃止候補路線の都市計画決定の変遷と、廃止候補となっている理由についてご説明させていただきます。

7ページから10ページをご覧ください。

7路線を変更することとした理由に関してご説明させていただくにあたり、対象の7路線について、当初決定時の経緯をご説明させていただきます。

今回の変更にかかる都市計画道路は、昭和24年に知久町妙琴線、昭和36年に白山城山線、下山妙琴原線、昭和42年に滝の沢線、城山大袋線、城山正永寺原線、昭和44年に丸山中央線を都市計画決定しております。

昭和36年の変更では、昭和22年の飯田大火に起因した昭和24年の中心市街地復興計画に併せて都市計画決定をした後、人口増加に伴う市街地拡大への対応のため、当時の鼎町・上郷町とともに都市計画道路網を拡大しております。

昭和42年の変更では、更なる人口増加への対応と中央自動車道及び国鉄中津川線の建設計画を踏まえ、道路網の再検討により、特に市街地西部、中央自動車道西側の都市計画道路の追加を行っております。

その後、昭和44年に丸山中央線を追加、平成8年に下山妙琴原線を東端まで延長、平成9年に白山城山線の延長を行っております。

それぞれのスライドに記載されている変更理由につきましては、都市計画決定時に変更理由として記載されていたものを引用しております。

今回の変更の対象路線は、総じて人口増加に伴う市街地拡大への対応と、中央自動車道及び国鉄中津川線の建設に関連して計画されてきた道路となっております。

ここからは、正面のスクリーンをご覧ください。

続きまして、今、ご説明してきました路線の都市計画決定後の社会情勢等の変化について、ご説明させていただきます。

飯田市の総人口は昭和60年国勢調査結果の111,009人をピークに横ばいから減少傾向に転じ、平成27年国勢調査結果では101,581人となっており、今後も増加が見込まれ

ないと推定されています。

変更路線の周辺地区、主に中央自動車道西側の羽場・丸山地区における人口変動につきましては、昭和 60 年から既に減少傾向になり、昭和 60 年から平成 30 年までの約 30 年で比較をすると、飯田市の総人口が 11%減少する中、当該地区は人口が 24%減少しており、飯田市の中でも人口減少が大きい地区ということがわかります。一方で、昭和 35 年以降、鼎町、上郷町、伊賀良地区、松尾地区などの周辺地区では、人口増加が進んでおりました。

今回変更する路線の評価について、ご説明をさせていただきます。

当該路線は、中央自動車道及び国鉄中津川線の建設計画に関連し、市街地の拡大と人口増加に対応するため計画されてきた道路ですが、現状では当該区域内における人口は減少傾向であり、今後も増加する見込みが低くなっている、現況の交通量が少なく道路網による交通配分結果においても将来交通量の増加が見込まれない、地形的な要因から大規模な整備は困難な箇所が存在する、整備を行うことで移転対象となる家屋が多く存在することからコミュニティの維持または再生が困難となる箇所が存在するといった評価となっており、都市計画道路の決定当初に求められていた役割や機能が喪失してしまっています。

以上の評価と飯田市の土地利用基本方針に照らし合わせ、当該道路については、都市計画道路の規格による整備は適さないと判断し、現道を代替路線として活用するなど、地域の実情に合わせた整備を行うこととして、7 路線については変更を行います。

ここまでは都市計画道路の変更に関する説明でしたが、ここからは都市計画の用途地域にかかわる変更についてご説明をさせていただきます。

資料の 11 ページ目をご覧ください。

用途地域は、昭和 24 年に指定され、昭和 48 年に用途地域の変更以前までは、中心市街地が主に指定されておりました。

12 ページ目をご覧ください。

昭和 48 年の用途地域の変更により、用途地域が羽場・丸山地区、伊賀良地区、松尾地区、鼎町、上郷町方面に拡大されました。その際、羽場・丸山地区は住宅系の用途地域に指定されております。

この当時は、高度経済成長と交通網の急速な変化などにより、生活環境の変化や人口増加が進み、住宅地の需要が急増したこと、また、中心地への人口集中と地価の高騰に伴い、優良な住宅地の確保が求められた状況でした。

13 ページ目をご覧ください。

昭和 55 年の用途地域の変更は、昭和 48 年の用途地域指定後の社会情勢の変化や用途地域の実情に合わせるよう変更が行われました。羽場・丸山地区においては、丸山地区に住宅系の用途地域が一部追加となっております。

14 ページ目をご覧ください。

平成 7 年の変更となりますが、このときの変更では、平成 4 年に都市計画法の改正が行われたので、この改正に基づき用途地域の細分化が行われました。この際は用途地域の拡大は行われておりません。

以上が用途地域に関わる経緯ですが、今回の都市計画道路の変更により、都市計画道路から何mといった境界線の根拠がなくなりますので、付近の現道や地形などに合わせるなどして、用途地域の変更を行います。併せて、多世帯での生活が実現できるよう、建ぺい率・容積率の一部緩和も行います。

地域の方々への説明状況ですが、今回の都市計画の変更に関連する地区にお住まいの方々に対しましては、令和 2 年 10 月末から 12 月初旬にかけて、羽場地区・丸山地区・鼎地区において、計 4 回の住民説明会を開催してご意見を伺っておりますが、都市計画の変更について特段のご意見はいただいております。

今後の予定につきましては、長野県との協議など都市計画の変更に必要な手続きを進めてまいります。

説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

○大貝会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明いただきました都市計画の変更等について、皆様からご質問・ご意見を伺いたいと思います。

まずは、ご質問を出していただきたいと思います。発言に当たっては、氏名を告げてからお願いします。

いかがでしょうか。

説明いただいた前半部分については、前回に説明があった件ですが、今日は具体的に、都市計画道路が最初に設定された当時の変遷をずっと追っていただいて、用途地域についても今、説明があったとおりです。

何かご質問があればお願いします。

いかがでしょうか。

○大貝会長 中央道から西・山寄りのほうは、僕もあまり土地勘がないのでわからないのですが、皆さんはご存じかと思います。昭和の時代の当時は少し開発が進んだけど今はもうほとんど市街化が進んでない状況というようなことでしたね、今話を聞く限りでは。それよりも、むしろ天竜川に近いほう、下がったほうのところに、市街地が広がっていているということでした。

○大貝会長 ご質問がないようでしたらご意見でもかまいませんので、併せて、今日は何かを決めるということではありませんので、何でもご質問でもご意見でも構わないと思います。

何かあればお願いします。

どうぞ。

○上原委員 信州大学の上原です。

多分、今後、人口ストローがあまり起こらなくて、利用する人が少なくてということでは計画を見直されていると思うのですけれども、立地適正化計画の検討のときにも、土砂災害危険区域とか、今後のインフラのメンテナンスとして、災害時に維持が難しいとか、あるいはそこが埋まってしまった場合の代替案として重要な場所みたいな、そういう見方で、全体の道路を見ていかないと、また見直してみたいなことも今後必要なのかなっていうふうに、特に今年熊本の被災地を見にいきますと、電車がまずすべて止まってしまったときに、復旧の目処が立たないと、そういう場合に、どの道路が死守できれば何とかまちの生活を維持できるのかみたいなことも、利用があるだけでなく、緊急時にそれがだめになったときに、これは計画道路の話なのでつくるということではないと思うのですけれども、そういうただシュリンクしていくからやめますだけではなくて、その非常時とかの代替とか、最低限のインフラみたいなことが、そういうものが、市街地はあんまり関係ないのかなと思うのですけれども、そういう視点で立地適正化計画のときには、それはバス路線の維持の話も含めて、そういうことも考えてはどうですかという話をしたことがあるのですけれども、今回の案にはチェックがしたとかしないとか、もしあれば教えてもらえればということでもあります。

○大貝会長 どうですか。

○近藤 今回の見直しにあたりましては、長野県の都市計画道路見直し指針に基づいて、飯田市で見直しを行ったということでありまして、必要性・代替性・実現性という3つの視点の、必要性の中に防災機能として該当する評価項目もございましたけれども、今回のこのエリアにつきましては、必要性が薄いということで、都市計画道路としては廃止す

る判断をさせていただいております。

防災面等につきましては、既存の市道を活用した代替路の整備という方向に転換することで、必要な箇所に必要な整備を行ってまいりますので、防災面についても着目しながら今後の整備を進めていくということでございます。

○上原委員 ありがとうございます。

○大貝会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○熊谷（弘）委員 熊谷です。

教えていただきたいのですが、この都市計画に関して、県の1つの指針の中で、飯田市のこれからの人口の減少または発展しないという中で、いろいろと改善をされていると思います。

その中で、全部人口だとか今後の発展だとかそういう部分だけではなく、今後、例えばバリエアが開通した、三遠南信が開通した、そういう中で今のここのエリアというのがどのように生かせるかどうかとか、そういう議論などはあった中でこのような変更をかけているのか、まったくそういうことは考えずに、1つの指針の、計画の中でやっているのか、そこら辺を議論されたかどうかお聞かせください。

○大貝会長 どうぞ。

○近藤 見直しの中では、全体的な将来交通量の配分を行い、必要な道路を検討させていただいておりますので、座光寺・上郷方面については、今後も必要な道路ということで、見直し方針の中で新規に位置付けた路線がございます。

そういった部分の検証を行った結果、この地区においては、都市計画道路としては今まで計画していた規模のものは必要性が薄いということで、今回の見直し方針の中で整理をさせていただいたところでございます。

○熊谷（弘）委員 ありがとうございます。

よく理解はしております。個人的な意見ですが、もしかしたら、これが何か違う観点で活用できるような道路として、今後、まさに使わない、もう必要ないということもよくわかるのですが、違う視点で、地域の発展とか自然を感じながら何か事業ができる道路だとか、そのようなことで使えるようなこともあるかもしれませんので、何か違う視点でいろいろとまた議論するのも重要なのかなということをちょっと感じたところでございます。

意見であります。ありがとうございます。

○大貝会長 ありがとうございます。

今回は、いわゆる都市計画道路としては廃止しますということですので、その道路をまったく今後何も整備しませんということを言っているわけではまったくないと思います。

先ほどの質問もありました、災害時の避難路として整備していく必要があるものは整備していくし、今言われたような、今後のいろいろなものに活かしていけるようであれば、またそれはそれで検討していくのかなというふうに、私の意見ですけれども、そういうふうに考えております。

そのほか、何かご意見・ご質問があればお願いします。

どうぞ。

○早川委員 着座にて失礼します。早川です。

私の地元ですので、非常に気になりますが、まず、白山城山線、これは風越高校やかざこし子どもの森公園や風越寮を通る道であると理解しています。

子育て世代が頻繁に使う道路であり、特にかざこし子どもの森公園では、多数のイベントを開催していると思います。既に羽場地区では協議されており、廃止した方が良く、特に拡幅する必要がないということで決定されているのであれば、難しいのかもしれませんが、本当に若い世代の話を聞いた上で廃止なのかが気になります。また、今日はこの案の存続候補については話し合わない、検討の余地はないという事であれば、案については質問しない方がよろしいでしょうか。

少々見辛いのですが、飯田線が恐らくこの細くうねりながら、真ん中を通っている線だと思いますが、この事業中の線が、線路の為の拡幅工事している箇所と理解しております。ここでは交通量が非常にある為、今後工事により通行止めにするのであれば、恐らく9月の市議会一般質問にもあったかと思いますが、こちらの案のほうを拡幅する事で今進めているという理解で良いでしょうか。以上、2つの質問です。

○大貝会長 それでは事務局からどうぞ。

○鋤柄地域計画課長 地域計画課の鋤柄でございます。

1点目のご意見がありましたものについては、白山城山線で、かざこし子どもの森公園へ行く道路という辺りのことだと思いますけれども、現在の2車線、センターラインが引かれた道があるということの中で、これ以上、将来つくっていければいいなという

ころはまだまだございますけれども、将来までにわたって、前回もご説明いたしましたけれども、都市計画施設を決定してある部分については、建築の制限がかかっておるといことがございます。

その建築の制限をずっと引き続いて課したまま、いつできるかわからないという道路をお示ししておくことは、なかなか難しいのではないかとということをご説明したというところが前回、今回でございます。

でございますので、今後にわたって、地区と協議する中でまた必要なところについては、必要な整備を行っていくということは、まだ検討していく部分がございますけれども、現在、12mとか16mとかという都市計画の決定幅員で整備をしていくということについては、今回、都市計画の上からは廃止をしたいという考え方でございます。

例えて申しますと、16mの道路というものについては、県の健和会病院の前の道あたりが16mの都市計画道路の幅員でございますので、相当広い用地もご協力いただきながら、ご理解いただきながら進めなければならないというような状況でございます。

もう1点ご質問があった部分については、前のスクリーンをご覧いただきたいと思いますが、今、赤い線が動いている辺りだと思いますが、そこが飯田南木曾線でございますので、知久町の踏切を上がる辺のことでございます。今現在、長野県で整備を進めておっていただくという部分でございます。

青い部分につきましては、代表的なものから申し上げますと、知久町妙琴線でございますので、知久町の交差点から市役所の裏の道路を経由して白山通りへ上がっていく線というようなイメージをご覧をいただければと思いますけれども、そちらについては、今後も中心市街地の土地利用を検討する中で、検討していきたいということで、現在、廃止をするという方向ではなくて、まだ検討を継続するという意味も含めて存続路線という形で位置付けをしておるところでございます。

○大貝会長 よろしいですか。

○早川委員 2点目は理解いたしました。1点目の私の質問が恐らく伝わっていなかったと思いますが、こちらの廃止については、羽場の説明会に参加された方々の中に、本当に若い世代の人たちも出席しており、意見を丁寧に集約した上での廃止の決定かどうかという確認です。

○大貝会長 どうぞ。

○鋤柄地域計画課長 地区への説明会の折については、まちづくり委員会への説明会だけではなくて、住民の皆様に対してのご説明をさせていただいておるところでございます。そ

ちらの方に出ていただいた若い方については、道は広い方がいいのではないかというご意見は頂戴した方もいらっしゃいますけれども、整備にあたっては、それぞれのご協力をいただかなければいけない土地もあるし、それがいつ実現できるかということは、なかなか今現在としては申し上げられない状況なので、地区に合わせた整備という方向を進める上では、今回は都市計画道路という規格での整備は廃止をさせていただきたいというご説明をさせていただいて、ご理解はいただいております。

若い方を中心にお聞きをしたとか、そういう聞き方は今のところはしておりませんが、ご意見があった折には、そのようなご説明をしてまいりたいというふうに考えております。

○大貝会長 よろしいですか。

○早川委員 どうもありがとうございます。

○大貝会長 そのほか、何かご質問・ご意見があればどうぞ。

(発言する者なし)

○大貝会長 よろしいでしょうか。

会議が始まってから大体1時間くらい経ちましたが、特にご質問・ご意見がなければ、今日はこの辺りにさせていただければと思いますが。

どうぞ。

○熊谷（弘）委員 この都市計画の変更等についてもよろしいですか。これ以外。

○大貝会長 今日は協議事項ですので、今は都市計画道路の変更等についてということでご質問・ご意見を伺っていますが、1回、閉めたということで、よろしいですか。

○熊谷（弘）委員 審議委員になって1年足らずなのでちょっとわからないのですが、既にお示しされているかもしれないのですが、今年の1月の勉強会のときには、これまでの審議会の取組ということでご説明いただきました。

リニア開通を見据えて、基本設計から実施設計に入っていると思うのですが、この審議会において審議する、これからの予定というか、審議内容的なことを何か、今後、また来年でもいいので、示していただければうれしいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○大貝会長 今、この場でなくても、ということですね。

○熊谷（弘）委員 はい。

○鋤柄地域計画課長 勉強会の折には、リニアの駅前の計画とかそういうことも含めて、今まで都市計画を描いたというご説明をさせていただいております。

実際、リニアの駅の設計にあたってどういうふうにしていくかというところについては、ご報告ができるような段階になりましたところでは、参考としてご説明をする機会が設けられればいいかなというふうに思いますけども、この審議会の中で審議をしていただく内容には当たらないかなというふうに考えておるところでございます。

今後につきましては、今日ご説明をさせていただいた都市計画での手続きという形でのご審議を、今日のような諮問というように形でさせていただくという予定をさせていただいておるものがございますことと、今後において新たな都市計画で定めてまいらなければいけないということが煮詰まってきた段階のものがあれば、その時点においてあらかじめ、今日のような勉強会のような部分を含めて、協議をしていただきながら、諮問というように形に進んでまいりたいというところでございます。

現在のところは、これから協議をすべきものがございますので、時期のほうについては、ご説明できないところではありますが、今後については、今日ご説明したものについての手続きを進めてまいりたいというふうに考えております。

○大貝会長 ということです。

それでは、今日の勉強会、都市計画の変更等については、以上とさせていただきますので、次回以降の諮問に向けて、また、今日の意見等を踏まえながらよろしく願います。

以上をもって、今日の協議は終了させていただきたいと思いますので、ここからは事務局のほうにお返しします。

7. 閉会

○北沢建設部長 慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

事務局よりお礼を一言申し上げたいというふうに思います。

上久堅地区における屋外広告物の基準強化等に関しては、今後、他地区の取組についてご意見をいただきましたけれども、各地区の景観計画等については、旧村単位を主として各地区のまちづくり委員会での議論が、様々な地区の開発計画や事業等、そういったものを機会として進められているのが現状であります。重要視するポイントというのは、少しずつ地区の状況において違いは見られる、そんなふうに感じておりますが、飯田市の土地利用計画として、大事なところを捉えていただけるよう、今後も地区の協議に加わっていきたくこんなふう考えております。

それから、都市計画の変更等については、様々なご意見をいただきまして、ありがと

うございました。

都市計画道路の廃止を中心とする今回の説明でございますけれども、その際、代替事業のあり方ということについては、様々な検討が必要だとそんなふうにとらえておりますので、今後ともまたいろいろなご意見・ご指導いただければというふうに思います。

審議会の今後の予定ですが、次回の審議会の具体的な期日については、現在のところ未定ということですので、調整次第、早めに開催通知により連絡をさせていただきたいというふうに考えております。

今後、市の都市計画の重要な事項につきまして、皆様にご審議をお願いすることになるか考えますが、何卒ご協力いただきたいと思いますというふうに思います。どうぞよろしくお願いたします。

今日は、どうもありがとうございました。

○近藤 これをもちまして、令和2年度第3回土地利用計画審議会・飯田市都市計画審議会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。

閉 会 15時10分